

令和3年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日 時：令和3年10月1日（金）
午後3時00分から午後4時30分まで
場 所：大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

司会（障がい福祉課 和田担当係長）：＜開会＞

松村障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

八木障がい福祉課長：

皆様、こんにちは。

障がい福祉課長の八木でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、部会長の選出ということで、従来から学識経験の立場でご参画いただいている委員の方に、ご就任いただいておりますけれども、事務局としましては、今回から潮谷委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでございますか。

各委員：＜「異議なし」の声＞

八木障がい福祉課長：

ありがとうございます。

異議がないということで進めさせていただきたいと存じます。

それでは、潮谷委員より就任に当たりまして一言ご挨拶の方いただけたらと思います。

潮谷部会長：

改めまして、東大阪大学の潮谷といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま自立支援協議部会の部会長に選任いただきました。大変責任ある任務だと思っておりますので、一生懸命頑張らせてもらいたいと思っております。

昨年度までは、四天王寺大学の石田先生が部会長されておりました、それを引き継いでということになりますが、今年度から、石田先生のたつての希望というか、この部会のあり方として、各区の自立支援協議会で出された意見というのを、きちんと集約して、それについ

での議論を、各メンバーの方にさせていただきたいということがありました。

今回、そういった意見というものを全区から出していただいております。そういったことを、皆さんに、様々な知見の中でご議論いただけたらというふうに思っております。

また、本当に自立支援協議会で議論しないといけない、幅広いものがありますけど、テーマをある程度絞ってお話もしていけたらなど。そういう意味で、地域生活支援拠点についての、議題が少し中心を今日は占めております。

また、ここに出てきた意見であるとか、各区の良い事例であるとか、そういったものについては、また区の自立支援協議会に伝えていく作業というの、できればいいなというふうに考えております。

大変不慣れな進行になるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

八木障がい福祉課長：

ありがとうございます。

引き続きまして、条例の規定によりまして、部会長の職務を代理する副部会長について、部会長からのご指名で決めていただくこととなりますけれども、潮谷部会長、ご指名の方どうぞよろしく願いいたします。

潮谷部会長：

それでは、私の方から指名させていただきます。副部会長は、昨年度に引き続き、北野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員：＜「異議なし」の声＞

潮谷部会長：

では、よろしく願いします。

司会：

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行を潮谷部会長にお願いしたいと存じます。

潮谷部会長、よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

それでは、早速、次第に従いまして議事を進めて参りたいと思います。

事務局から16時半ということで、もう1時間半切っている状況にもなりますので、円滑な進行に皆さんご協力をいただけたらと思っております。

本来、新たに就任いただいた藤井委員、藤野委員について、一言ごあいさつしていただ

たらというふうに思っているのですが、時間がない中ではありますので、また議論の中で、ぜひご発言いただけたらというふうに思っております。

それでは、本協議会として活発な議論を通して、よりよい相談支援体制、また各区の実施支援協議会の活性化ということで、皆さん、様々にご議論いただけたらというふうに思っております。

本日の審議の進め方ですが、最初は報告事項があります。事前に配付されている資料に沿って、事務局の方からご報告があります。

また、そのあと、議題ごとにご説明しながら、皆さんに審議をしていただけたらというふうに思っております。

それでは、事務局から、議題1について一括してご説明をいただけたらと思います。

司会：〈資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2、資料4について説明〉

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

報告事項ということではありますが、各区の実際にコロナ禍の中でしていただいた活動というのが様々に載せられておりますので、何か皆さんの方で意見があれば言っていたらというふうに思っております。

挙手の上、マイクを使い、お名前を最初に言ってからお話いただけたらと思います。

いかがでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

障大連の古田です。ご苦労さまです。

相談支援の状況を見ているのですが、確かに、50ヶ所ぐらい増えているんですけども、毎年やはり廃止が2、30ヶ所ぐらいがあつて、今年も9ヶ所なんで、また20ヶ所ぐらい廃止になるんやろうなというふうに見ていますが、これの分析をしていただきたい。

なぜ廃止に至るのか。

他の事業所に、事業形態に比べて、もう廃止が毎年多すぎます。おそらくは、ほぼどこもが相談支援専門員1人体制で頑張っていて、もう続けられない状態になっているということは見られますので、その廃止された状況について見ていただきたい。

箇所数は増えていますが、毎年、児童も合わせたら、2,000人ずつぐらい増えていっているんですよ、サービス利用対象者は。

これ全然追いつかないですよ、いまだに50%しか相談支援対象になってない。

区ごとでも見てみましたが、数か所、区内で事業所が増えているところもあれば、減っている事業所、浪速区なんか3ヶ所減っている、というような、こんなばらつきが出ています。

40ヶ所ある区もあれば、7ヶ所しかない、こんなにばらつきがあって、人口比に比べても、こんなにばらつきがあっていいのかというふうに思います。

これは、もういつまでたっても追いつかないのは事実ですから、相談支援事業所を増やす方策、前から言っていますけど、1人の体制でやっていて、法人からの協力もなく、法人の中ではお金がないからと言って風当たりも強い中で、もうやっていけないような状態は明らかですので、ぜひ2人配置するときの初期加算とか含めてご検討いただきたいというふうに思っています。以上です。

潮谷部会長：

はい。

1点目は、相談支援事業所の廃止のところがやはりたくさん出ているということですね。増加もしているけれども、一方で廃止のところもたくさんあるというところの分析というところですね。

この辺りは、今後、事務局の方で進めていただけたらというふうに思っております。

また、計画相談について、これがやはり追いついてない状況で、やはり利用者数が増えていくという中で、計画が増えてないということで、特に、大人の方もそうですけど、障がい児に関してデータを見てみると、2割ちょっとのところっていうのが、いくつかの区で出ていまして、区ごとの差っていうのも気になる状況もあります。

この2点について、何か事務局の方からご報告あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

福祉局障がい福祉課の山本です。

今いただきましたご意見につきまして、1点、分析を進めて欲しいということで、部会長からもご依頼をいただいたところでございます。

併せて、例えば、障がい児につきましても、2割ちょっとという形で、非常にばらつきのある区がある。これについての分析なりがどのようになっているのかということでございます。

そこで、大変申し訳ございませんが、この点につきましては、先ほど、事業所が廃止になっている状況とあわせて、この障がい児が、なぜ区によってばらつきがあるのかということも含めて、しっかりと分析はしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

潮谷部会長：

はい、わかりました。

この相談支援事業所の実施状況について、他の委員から何かありますでしょうか。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

この利用率のところは、やはりいつも50%ぐらいで、増えないと。

事業所の箇所数が、増えたり減ったり、減っていること自体が問題だと思うんですけど。

利用率が上がらないっていうことは、きっと新規の利用者を何とか対応するのでもう一杯になっていて、要は、今までサービスを利用されていた、昔からサービス利用されている方、セルフになっている方が、もう手つかずになっているのではないかなというふうに思います。そういう方の高齢化もやはり進んでいると思いますので、今までのセルフの人が、いわば、ほったらかしにならないように、どうできるかっていうのも考えていただけたらなというふうに思います。

あと、相談支援の実施状況ではなくて、各区の自立支援協議会の取組のところ、この間、やはりコロナ禍ですごく自立支援協議会、どの区も、取り組むのがすごく難しかったという実情があるかと思うのですが、その中でも、区役所事務局がオンラインを使って対応しているところと、それが全然できなかったところのばらつきも結構多いのではないかなというふうに捉えています。

そこで、これから、コロナがどう収まるかどうかとかいうのはあるのですが、やはりオンラインを使った手だてっていうのはなくなるのではないかなと一方で考えられるところもあると思いますので、各区でも、区役所事務局が、そういうオンラインで地域の団体とも結びつけ合えるようなことを進めていく必要があるのかなというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

セルフへのアプローチっていうところは、しっかりしていかないといけないところですけど、なかなか追いつかないような実態もあるかと思えます。

そういったところで、何か良い方法があれば言っていただけたらと思っております。

あと、今後、オンラインでの様々な会議であるとか、利用者の方の面会であるとかそういったことというのは、もう定着していかないといけない時代かなというふうに思っています。そこで、自立支援協議会の中で、どうオンラインを使っていくということについての課題があるのかっていうことも、もう少し整理をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

この辺りについてどうですか。

岡委員、お願いします。

岡委員：

岡です。よろしくをお願いします。

地域の中で計画相談やその相談支援している中で、やはりコロナで大変な状況の中で、何かコロナが影響して増えたりとか、なんかそういった、先の見えない、実態のないもので地域が踏ん張って何とか回そうとしている中で、やはり、今の現状がどうなんだって情報、例えば、コロナで増えているのであれば、コロナが収束したらある程度伸びが緩やかになるのかとか、そういった現状分析みたいなものを、地域の事業所なんか知ることができたら、じゃあ今踏ん張りどきやねとか、いろいろモチベーションをもう1回、何か自分の気持ちを奮い立たせるというか、そういったものに繋がっていくと思うんですね。

でも、何も情報がない、どうしていいかわからない、増えるのか減るのかもわからないみたいな状況の中で、どこまでこれが続くんだということを考えてやるというのは、多分、かなりしんどいんだろうなって気がするんです。

なので、不確定な情報を出したらいけないと思うので、非常にわかった情報を出すのは難しいとは思いますが、もう少し、リアルタイムに今の現状の情報っていうのも、もうちょっとオープンにしていくことによって、ちょっとずつちょっとずつ、地域の中でゴールが、各区で見え始めたりとかするんだろうなと思うので、なんかその辺の情報を1回精査して、やっていけば、もうちょっと気持ち的には楽になるのかなと思うので、ぜひその辺も検討していただけたらと思います。

潮谷部会長：

ちょっと事務局のまとめという形になるのかもしれませんが、この状況の中で出てきている課題の整理ということと、特に利用率というところがどのように変化したのかっていうことですね。

これは、コロナがあけた時に利用が増える部分と、そんなに変わらない部分と、もしかしたら減る部分もあるかもしれませんが、そういったところの分析ができたところと、また事務局の方にお問い合わせできたらと思っております。

各区のこういった活動について、他に何かご意見ありますでしょうか。

たくさんの方のコロナ禍の中でも活動していただいておりますね、先ほどあったような1人相談支援事業所に対するアプローチであるとか、若手の相談員に対するアプローチを行っているような区もありますので、またそういった好事例を集約しながら、各区に下ろす作業というのを継続的にすべきかなというふうに思っております。

それでは、次の議題の方に移っても大丈夫ですか。

それでは、事務局の方から、地域生活支援拠点の整備状況及び体験の機会の場機能の整備についてご説明をお願いします。

山本障がい福祉課長代理：＜資料5-1、資料5-2について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ただいま地域生活支援拠点事業のことについて、事務局の方からご説明がありました。以前から大阪市では面的整備ということで行ってきたものでありますが、さらに、その中において、親元からの自立に向けた宿泊体験というものと、施設からの移行ということで外出支援というものも体験の場という中に組み込んでいくというのが、位置付けられております。

確かに、施設入所についてはかなり長期化しているというのは大阪市でも同じかと思えますし、実際に地域移行支援ということで、施設からの移行というのがほとんど行われていない、やはり精神科を中心に地域移行というのに特化している状況がありますので、施設の方も地域移行支援していただくという上で、一つの大きな役割を果たしていくというふうに思っておりますが、この二つの新しい試みは、もともと地域生活支援拠点の課題というのもあるかと思えますので、そういったことも含めて、皆さん、ご意見ご質問あれば、どうぞお話いただけたらと思っております。

それでは、船戸委員をお願いします。

船戸委員：

大阪発達総合療育センターの船戸です。

私のところは医療型障がい児入所施設なので、障がいの方が多いですけれども、ここに、地域移行という場合に、具体的に、実績として、第5期計画で132名、その中身が、理念であるのはわかるんですけれども、じゃあ具体的にどういう形で、どういう人たちが地域移行できたかっていうことが全然、我々の施設の立場から言ったら、全然イメージができないので、ちょっとその中身を、具体的に教えていただけませんか。多分、部会長がおっしゃったように、精神関係の方が多いかなとは想像されるんですけれども。

そして、どういうところで暮らしているかっていうことも含めて教えてください。

潮谷部会長：

地域移行実績の132名の内訳ということですが、その辺りはわかりますか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

この地域移行の数の132名ということで上がっております。具体的に、例えば、令和2年度は計画期間中ということになりますので3年間ということになりますが、例えば、令和2年度中ということ言えば、31名の方が地域移行をされております。

その内訳ということで言いますと、これは、実は自立訓練系の施設からの退所ということになっております。ご存知のように自立訓練系の施設というのは一定年数が来たら出るという形にはなりますが、この数字のとらえ方としては、国も別にそれが地域移行ではないということにはしておりませんのでカウントされております。実情としては自立訓練系から

の地域移行が多いと。

その他ということになりますと、家庭復帰される方もいらっしゃる、グループホームに行かれる方ということもございます。

なお、これは、入所施設からの地域移行になっておりますので、よろしく申し上げます。

潮谷部会長：

実際に移行というところの課題が入所施設については多いということですね。

やはり移行を目的とした自立訓練施設であればということでもありますね。

古田委員、お願いします。

古田委員：

古田です。

資料5-1について、5機能ですけれども、これは、もうこれでできているというふうに見ないでいただきたい。

もう相談支援が少ない中で、どんどん、機能は相談支援で役割を持つと言われてきていまして、これからも重層的とかで、精神にも包括とかでどんどん役割が増やされるんじゃないかって言って、もう1人100件ぐらいやっている、もうこれ以上できないという相談員が多い、受け皿も少ない、重度障がい者・行動障がい者の受け皿がない、そういうことについて、どう相談支援を支えながらこの5機能を整理するのか、これで終わりじゃなくて、もっとそれぞれの課題を検証して、拡充すべきだということをおきたいと思えます。

それと、資料5-2ですけれども、これは体験の取り組みを新しく、契約に至るまでの体験外出とか、一人暮らしの体験がどれだけあるのかというのはちょっとわからないんですけども、ニーズも含めて、新しく制度化されるというのは、ありがたいんですけども。

今言われた施設入所の数は、地域移行の数は、府にも言っているんですけども、国への報告は自立訓練含んでいるけれども、ちゃんと分けて出して欲しいと。

2、3年で地域移行できるものと、長期入所からの地域移行は全然違いますので、これは必ずこれから分けて出していただきたい。

それから、前もあったのは、高齢者の親元に返していたとか、サ高住に行っていたとか、他府県の施設に行ったことなんかも、間違っただけでカウントしていたということがありまして、それはあかんやろうということになって、ちゃんと行き先が、どんな状況かを民間任せじゃなくて把握すべきだと言ったはずなんです。

それは、後日必ず示していただきたい。

それから、精神の地域移行数も、9人、11人、4人になっていますけれども、これ前年度分も合わせてダブルカウントしていますね。

こちらで調べたところ、1年目は9人です。2年目は新規7人で、前年からの引き継ぎは4人と聞いています。それで、去年は、新規ゼロです、コロナの影響もあって。それで前年

からが4人で4人となっているだけです。この出し方も何かごまかしているんじゃないかなというふうに見えます。今年もゼロです。全然進んでいません。

ちゃんと、数字を、データを出して、何が原因かちゃんと探るようにしていただきたい。

それから、体験の宿泊とか、体験外出とか、いきなり初対面で連れ出すといたら、そんなことできるわけがないです。

何回か訪問して、事前に信頼関係を作って、それから外出しましょう、泊まりに行きましょうというのが普通です。対象に向けた相談というの、また事前準備というの、対象にしてもらえるように見えるんですけども、事後検証も含めて補助対象にしていきたいし、なかなか相談支援が大変な中でのことですので、報酬額も、そんな微々たるもんやったら誰も取り組めません。報酬額もたっぷり確保していただきたいというふうに思います。

それと、2人介護はどう想定されているのか、外出宿泊で2人介護がいるとか、体験宿泊なんかだったら長時間になりますよね。それで行動障がいの場合、2人介護が必要だったり、身体障がいとかでも、重度の場合は2人介護は必要ですので、そういった部分の方を、この補助で2人分を見るのか、それとも重度訪問介護とかの他のサービスを組み合わせる部分はそれも同時に、同じ時間帯でも受給できるのかっていうことを、ぜひ検討いただいて、体験の取組で事故がないように、絶対しなければならないので、その部分は十分検討していただきたいというふうに考えます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

一つは従来行っている地域生活支援拠点事業の実施状況ということで、実際に相談ということもうまくいっているのかっていうことがありました。

この辺り、緊急時の受け入れもそうですけど、今、現状がね、どうなっているのかっていう分析をしていただけたらと思いますし、基幹の中で、どれぐらい、8050とかに対応した相談支援やっていて、この、地域生活支援事業に繋がっていているのかってところの割合も見えてきたらいいのかなというふうに思いました。

それと、二つ目が、精神科の地域生活移行についての利用実績です。

これについては、大阪市の方の精神科の方、精神障がい者の地域生活支援の方の部会では、正しい数字が出ていたかというふうに思いますので、こちらの方でも、利用継続になっている部分というのを出していただけたらというふうに思います。

あと、今後、地域生活支援拠点事業の中で、この体験ということを入れていく中で、様々なケース、2人介護が必要であるとか、そういった場合の対応を、6ヶ月という期間、区切りというの、本当にそれでできるかというのは難しいと思います。今後、そういったものを更新ということもできるのかとかが気になるころではあります。

いかがですか。

今3点のところについて、事務局の方から何かご意見がありますでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

言われております、5つの機能は、これでもう整備が済んだから終わりだというふうには考えておりませんし、国の方でも、令和5年度末までには、機能の充実のために、年1回以上運用状況の検証及び必要な検討を行っていきなさいというふうにも示されております。

この点につきましては、常に、我々としまでもブラッシュアップもしくはボリュームアップをしながら、対応していきたいと考えているところでございます。

精神の方は、今日の精神の部会の方で、改めて出た数字をまた委員の皆さんにお示しいたと思っております。

それで、最後にいただきました2人介護体制、あるいは事前の施設とのやりとりも含めた対応ということにつきましては、いただいたご意見を十分踏まえまして、今後制度設計に向けて検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

酒井委員、お願いします。

酒井京子委員：

職業リハビリテーションセンターの酒井です。

少し前に戻りますが、先ほどの自立訓練から31名、実績があったっていう、その自立訓練というのは宿泊型自立訓練という意味合いなのではないかというものが1点。これは質問です。

それと、今ご説明いただいた5-2のところの、体験の機会ということで介護者の高齢化等で、様々な課題がある中で、法定給付として体験利用できる場合は、グループホームのみということで、新たに一人暮らしの体験の支援の機会を作るというのはすごく好ましいことだと思うのですが、ただ、ここに書いてある「期待される効果」で、支援者との良好な関係の構築とか、様々な環境アセスメントを行って、本人の状況に応じた複数の選択肢を示すということで、これは民間事業者が確保する場所というふうに記載されていて、その受け皿としてのその宿泊の場がどういうイメージを持たれているのかなというのがあります。

大阪は居住支援をしている事業者もすごく多いと思うんですけども、やはり質の担保ってことを考えたら、かなり様々だと思うんですね。

これを効果的にやろうと思ったら、やはり相当質が担保された状態でこの体験の機会を提供するということになるかと思っておりますので、この専門的人材の養成ということとセットなのかなあというイメージでお話を聞いていたのですが、この体験的な宿泊の場の受け皿のイメージが、今の段階であれば教えていただきたいなと思っております。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

受け皿と支援事業所をどう想定しているかということですね。

この辺りはいかがでしょうか。事務局の方、お願いします。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

受け皿につきましては、今まさに検討している段階ですが、今持っているイメージとしましては、例えば、事業者さんでは、自分たちの施設を利用されている方に対して、一時的に体験できる場を持っている事業者さんもいらっしゃるという聞いておまして、実際に見学もさせてもらったこともあるのですが、そういったところを利用できないかということも少し考えています。あと、例えば、ウィークリーマンションでも、専門的な支援のことも含めて体制が整うのであれば可能かなというふうに思っております。

ただ、これは、今、検討している段階で、むしろ逆に皆さんの方から、良いお知恵をいただければ、それについて検討もさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、自立訓練系からのところについては、いわゆる入所支援と機能訓練がセットになったところからという意味でございます。

潮谷部会長：

受け皿については、かなり柔軟に、今のところ考えているということですね。

同じように支援事業所と連動して行っていくということでもありますね。

他にいかがですか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

どちらも障がい者の地域生活に向けての趣旨に資するものになるのかなというところで良いものにして行っていただきたいと思うのですが、特に入所施設からの地域移行で、この地域移行支援の契約を結ぶ前のところはすごい大事で、でも、地域移行でそれは取り組むのがなかなか難しく、一般相談支援事業所で本当にこういう地域移行を取り組んだところというの、もうほとんどないに近いぐらい少ないんじゃないかなと思っております。

地域移行の取り組み自体もすごく難しいし、しかも、この手前の動機付けのところも、もっと難しいと思いますので、こういう中身も、我々側とも一緒に、どういう中身にしていけば、動機づけになるとかいうようなところも、さらに良いものにしていければなと思っております。

あと、例えば、重度訪問介護とか行動援護とか、法定給付ができる部分はそうで、そうでない方の部分はどうするのかっていうところで、それはしっかり考えていただきたいのと、割とやはり複数で取り組むことは結構多いんですね、今までの地域移行は。

1人だけじゃなくて複数で関わることによって、行きと帰り、例えば、それぞれが担当するであるとか、どちらかとちょっと関係がしんどくなった時にもほか、もう1人の人でも関わり続けられるとか、あと、当然、障がい当事者の自立生活のロールモデルとなる人との関わりとかもやっていますので、そういう複数の人たちで当事者も関わる人達、そういう人たちも評価されるようなふうにしていただきたいなというふうに思います。

潮谷部会長：

これはご意見ということですね。

酒井委員もよろしくお願いします。

酒井大介委員：

加島友愛会の酒井です。

1点、これは意見ということで、お聞きいただければと思います。

先ほどからの資料5-2の体験利用ですけども、体験的な宿泊については、可能であれば、目的外利用ということで、市営住宅の利用も、ぜひ検討いただければなと思います。

よろしくお願いします。

潮谷部会長：

そのあたりの宿泊の場っていうのは、かなり幅広く考えているということでもよろしいですかね、市営住宅も含めてということですかね。

新しい事業になってきますので、中身をしっかり詰めていく作業というのは今後出てくるかと思います。またそういったところが固まってくる過程で、皆さん情報提供していただいて、ご意見いただけたらというふうに思っております。

まだご意見の方がいるかと思いますが、残りの議題の審議もありますので、一旦切らせていただいて、次の審議に移りたいと思います。

山本障がい福祉課長代理：＜資料5-3について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

地域生活支援拠点の機能充実ということで、法定給付で1枚目表に示されている加算状況があります。これについては、今後動いていくということになるかと思います。

裏面について、今後、そういった拠点ということで指定を受けるような事業所については、

各区の自立支援協議会を通して行っていくというのが出されております。

さらに、要件というもので、共通要件、また、サービス種別ごとの要件というのが出されております。これらについてご意見いかがでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

地域拠点加算、各種事業加算については、3年前、それから今回の報酬改定でもどんどん拡充されてきていますけれども、曖昧なところもあったりして、今まで大阪市では全然やっていなかったっていうのを知りまして、それはあかんやろうと、もう3年前からあるのということで、今回すべての加算は、もう新年度から必ず実施していただきたいというのが1点です。

それと、計画相談の加算なのですが、要件として機能強化型基本報酬（Ⅰ）～（Ⅳ）というふうにされてしまっていますが、これは、確か、もともと特定事業所加算って言われていたところが今回変わってやられているものなのですけども、特定事業所加算の時に2人体制のところまで1割ぐらいしかなかったです。これは、多分、今でもそんなに増えてないと思います。ただでさえ、困難ケース、虐待ケース、8050 などいろんなケースが増えていますので、取り組んでいただけたところは、非常に基幹センターにとってもありがたいということで、それを機能強化型だけに絞るのであれば、1割少しぐらいしか実質使えないということになりますので、これは見直していただきたい。

少なくとも、基幹センターとかと連携して、困難ケース、虐待ケース、緊急ケースに取り組むところは、対象にしていきたいというふうに思っています。

いかがでしょう。

潮谷部会長：

要件のところの機能強化型というような要件についての厳しい状況が、現場にあるのではないかということですが、このあたりは、実際の数を含めていかがでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課山本です。

今言われていますように、新たな要件を取っている事業所、機能強化型事業所が全体のどれぐらいか、1割も満たないのではないかということでございました。

こちらでざくっと調べたところ、大体448ヶ所のうち、取れているのが63ヶ所、割合にしますと、14.1%ということになっております。従いまして、今、委員の方からありましたように、これではちょっと狭過ぎるといいますか、加算が取りにくい状況にもなるのではないかというご指摘もありますので、意見を踏まえて、十分検討させていただきたいと考えております。

潮谷部会長：

14.1%ということであれば、多分、区での偏りもあるかと思いますが、そういったところも含めて柔軟に枠を考えてもらえたらというふうに思います。

他いかがでしょうか。

どうですかね。各区から、手が上がりそうですかね。

岡委員お願いします。

岡委員：

岡です。よろしくお願いします。

加算があって、それを自立支援協議会の中で同意を得て、その事業者が増える、そして、地域の体制が整う、イメージは本当にわかるのですが、そもそも資源があるのかという話が前置きで、例えば、大阪市24区の中で、これだけ資源がばらつきがある中で、例えば、資源がいっぱいある区と、そうじゃない区と、かなりすごい差ですよ。

例に出してみると、港区ではヘルパーの事業所が30とか40しかなくて、西成区は200あるんですよ。200って、東大阪市の市全体の数と同じぐらい、区であるんですね。

これぐらいのばらつきがある中で、そういうものを作らないといけないところの区は、何をしたらいいのかわからないというのが全然見えなくて、多分、資源がある程度そろっている区は、充実に向けた動きをもうすでにとることは可能なんだろうと思うんですけども。資源がそもそもない区は、多分、これを打ち出したとしても、何か遠いところにあるビジョンだなというような感じで、またさらに遅れていくんじゃないかなというのがあって、そこに対して、集中して何をするかというのも同時に考えないと、大阪市全体での充足ってなかなか難しいんだろうなと。

例えば、そうすると、資源が少ないこのところの単体の区で協議会が考えるのではなくて、例えば、もうちょっとエリアを広げて、資源のある、ある程度充足している区と一緒に、やりだすとか、そういった広域的なことを考えないと、多分、これを基幹センターと各区の行政等でどうしていくかという話をしても、もうできるんだったらもうとっくにできているという状況なので、その辺が、このままでは少し乱暴かなというような感じがします。

以上です。

潮谷部会長：

各区にやはり資源のばらつきがある中で、どういうふうにかこれへの平等な形で利用できるようなシステムを作ることができるのかと、そこについて、市の方で何か考えていることがあれば、仰っていただけたと思います。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

今、岡委員の方から非常に貴重なご意見いただきまして、そういった視点というのは、正直なところ、我々もちょっとまだ至っていなかったというところがございます。

ただ、今般は、国が定めた報酬改定の加算要件を、少し行政的な言い方ですが、国が定めたこの制度を大阪市的にまず立ち上げていこうというところで、提案をさせていただきました。当然、今いただいたご意見を十分踏まえまして、今後の制度設計に向けて検討させていただきたいと思っております。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

何かこの辺りの各区の差ということを埋めるために地域の中でできることで、何かアイディア等ありましたら、いかがですかね。これは、まず各区の分析というのを、もう少し進めていく必要あるかなというふうには思いますけど。

古川委員、お願いします。

古田委員：

都構想議論の時も調べましたが、相談支援の数とか、グループホームの数はかなりばらつきがありました、圏域ごとでもね。

だから、各区の各事業所数を昔に出してもらったことありますけども、ちゃんと示していただいて、それで、どういう広域連合はあり得るのかというようなことをちゃんと考えるべきだと思います。

潮谷部会長：

またその辺りの情報というのは、分析のために集めていただいて、それぞれのサービスごとにまた異なってくると思いますので、今後、地域定着という中においても、自立生活援助であったり地域定着支援というところの位置付けが、だいたい国の方でも言われておりますので、そういったところも、新しいものとして、どれが必要なのかっていうことも出させていただく必要あるかと思えますし、短期入所については、新しい形態というか、短期入所に特化せずに、通常の事業所の中で緊急の短期入所っていうのを認めるということも出ておりますので、そうなったときに、どれぐらいの事業所さんが手挙げてくれるのかっていうところも、少し情報収集していく必要があるかなというふうに思っております。

いかがですか、この辺り他に。

法定の部分のこういった加算については、各区の方にも情報提供していただいてですね、こういった動きの中で新たに手を挙げていただくと望んでいるというところはお伝えいただけたらというふうに思っております。

地域生活支援事業について、議題を二つ出させていただきましたが、この辺りまとめて何か

ご意見等ありますでしょうか。

藤井委員。突然ですが、地域生活支援拠点事業については全国で動き出している状況ですけど、何か全国の動きで言うておくこととか、今の大阪市の状況を見ていただいて感じたことあれば述べていただけたらと思っております。

藤井委員：

すみません。ご挨拶がてら発言させてもらいます。

日本福祉大学の藤井と申します。

知多半島に大学があるのですが、生まれも育ちも大阪でして、大阪府下の事業所、福祉サービス事業所の現場にもいまして、ご縁もあってこの場に来させてもらった次第でございます。よろしく申し上げます。

なかなか僕自身の中で全国の状況がどうかっていうことを踏まえて意見が言えないのですが、ただ一つ、さっきの地域移行のところも含めて、考えるべき論点としてあるのは、おそらく、例えば、古田委員も仰っていましたが、いろんな方のご意見もあったと思うんですけども、どういう方が地域移行できていないのかっていうことを考えていかないと多分前に進まないってところがあると思います。進んできた数字のところ、132 というところがありましたけれども、なかなかそれも実はってところがあったかと思うんですけども、その中で、例えば、施設の中に居ざるを得ない状況の中で、地域に出ていく体験をしていく、その一つの社会資源としても、おそらく今回のこの事業もあるんだろうと思ってるんですけども。

その中、事業所ごとが、じゃあその体験とかどうですかとか持っていくときに、例えば、事業者同士で責任のなすり合いというか、どこが中心となってやっていくのかということ、それを踏まえておかないと、後でかなり混乱が起きるんじゃないかなということは、丁寧に考えておくべきなのかなと思ってるんです。

例えば、外出支援になった時に、他の市町村とか他の地域とかの状況を見ていると、「アウトソーシング」という言葉がいいかわかりませんが、他の事業者さんに任せて終わりとかいうものになりかねないですし、やはり施設の中でどういうふうな方が担当としてあって、顔が見える環境を作っていた中で、その方がこの地域の中でどういうふうな顔つなぎも含めてやっていくのかということまでを含めて制度設計の段階で考えておかないと、後でいろんな混乱が出てきてしまうのではないかということ、申し添えておきたいと思っております。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今後、こういった地域移行という形になった時に、一方で、もうお任せという状態にならないようにして、しっかりとした顔が見える形での連携した地域移行ができるような体制

というところまで詰めておくということですね。

そうなったときは、やはり各区の自立支援協議会の中の施設部会とか相談支援部会とか地域移行の部会みたいなどの連携が重要なのかなと思いますので、そのあたりも位置付けというのを明確にしていっていただけたらなというふうに思います。

ありがとうございました。

では、地域生活支援拠点事業については、以上のところで、切らせてもらって、続いての議題の方、よろしくお願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：＜資料6-1-①、資料6-1-②、資料6-2、資料6-3について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

各区から上げられた課題について、事務局の方で9つの課題ということで整理をしていただきました。これ以外についてもたくさん課題として挙げられている、各区の現状ありますので、これらについて、皆さん、もう本当に時間は限られているんですけど、ご意見ありましたら、お伺いしたいと思います。

古田委員、お願いします。

古田委員：

たびたびすいません。

もう、各区から意見を上げる仕組みが3層5段階がつぶされて以降曖昧にされて、何年でしょうかね、みんないっぱいたまっていたことがよくわかります。意見がたくさん出てきました。それで、これだけ、やはり苦しんでいるのを放置してきた。区の協議会のしんどい課題を解決しようっていうのが市の役割だろうと言っていたのに、ずっと放置してきたことをまず反省していただきたい。

少なくとも、いっぱい課題が出ていますが、今日示されたこの市として取り組む課題は、下半期に何らかの形を作っていたきたいというふうに思っています。

一つ目が、やはり重度障がい者・行動障がい者の受け皿がなくて、もうずっと抱え続けられないといけない、相談支援が関わり続けられないといけないというようなことが問題になっていきますので、重度障がい者の受け皿をどう増やすか、行動障がいだけではなくて、研修の更なる強化も含めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどから申し上げています、相談支援体制についても、全然追いついてなくてしんどい状況があるので、これを増やす加算も含めてご検討いただきたいというふうに思っています。

それと、この間の課題で出てきているのが、いろんな小学校、中学校のケースで、連携し

たりもしているんですけども、なかなか学校側と連携が取れなくて、それぞれバラバラでやっていて、やはり本人さんがしんどいような状態になってしまっていたり、それから児童福祉の方は18歳になった瞬間に手を切られてしまうと、あとはお任せしますと言ってそれっきりになってしまうと、こんなことも、せめて引き継ぎは要るだろうというような、課題があります。

それから、通学支援の問題では、教育委員会に早く通学制度を作って欲しいという、府が作った枠を使ってですね、言っているんですけど、それもまだという問題。

それから、ケアマネジャーとの連携。これは、この間、介護保険課と一緒にあって、当事者が65歳を迎えても、サービスが引き下がったり今まで通りの使い方ができないことはあってはならないということで、いろいろ研修資料を作ってもらっていますけれども、まだやはりケアマネが障がい特性を理解したり、障がいのサービスを理解するのが無理ですので、研修は進めながらですけども、障がいの相談員がきっちり関わることができるようにしていただきたい。

これは、3ヶ月だけだとか、1年だけだとか、やはり工夫にばらつきあるみたいなので、これは必ず本人の必要に応じて障がいの相談支援が関わり続けられるようにするというふうな通知を出していただきたいと考えています。

それから、連携の仕組みでは、ケア会議がない、なかなか開けない、個人情報関係で障がいはなかなか取り上げてくれない、各課連携してくれないという問題です。

法定会議では、高齢福祉、児童福祉、生困はあるんですけども、障がいは法定会議がないということが問題になっていて、その連携ができないという問題がありますので、その障がいのケース会議を各区でどういうふうにやっているのかを集約して、ちゃんと各区で必ず実施して、各課が連携できるように働きかけていただきたい。

それから、8番はこちらが出した要望ですけども、もともと「つながる場」ができてきたので、それは助かるんですけど、これは各区によってかなりばらつきがあるみたいで、住吉区では、まだ事実確認してもらっているところですけども、障がいだけの課題だったら「つながる場」にはならないと、複合課題ではないといけないから、高齢とか生困とか、障がいもまたがっていない限り、「つながる場」には上げられないと言われてたりしました。

他の区に聞いたら、障がいと障がいの複合課題でも上げられるよって言っているところもあって、ちゃんと徹底できているのかなあと、これも通知をちゃんと出して相談支援にも伝えて、どの区でも満遍なく同じようにできるようにしていただきたい。

この区の連携が取れないだけで、ずっと抱え続けられないといけない。それがまた相談支援のしんどいところになっています。これはもうお金のかかる問題じゃなくて、直ちにやれる問題だろうと思いますので、すぐ検討いただきたい。

それから、虐待も、当初もう本人が虐待だと言ってなくても、それはもう客観的に虐待とみなしたら、分離だとかいろんな対策をやってきましたけども、今は本人が言わなかったら虐待ではないとか、同居してなかったら虐待ではないとか、区の対応はばらついて関わって

くれないけれども、見守りがないと本人さんの命が危ないっていうようなケースもありますので、これもずっと相談支援が見守らなければならない状態が出ています。

差別解消では、こんなケース、この障がい、こういうふうなことが起こって、こう対応したというような、簡単なケース検討やっていますよね。

今の虐待は件数報告しかやっていないから、本当に現場の、年に1ケースだけ検討とかそんなふうになっています。それで、やはりスキルがだんだんばらついたり落ちたりしていますので、ぜひ、差別解消と同じように、どんな虐待ケースがあって、どういうふうに対応したのか、これはこういうふうに対応するのかっていうスキルアップの研修も含めて考えていただきたいと思っています。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ご意見というところでですね、また自立支援協議会も年2回程度しかないということになりますので、次に持ち越しとなると、やはり、これだけ上げてもらったっていう努力に対して報われないことになるかと思っておりますので、また、検討を継続的にする場所で。

古田委員：

これだけ課題があって、下半期にまとめていくとなると時間が足りません。今日はとてもできません。ワーキングを必ず設置して、この下半期に詰め切って、これだけの課題はこういうふうに改善するよというのを各区に示してあげていただきたいと思っております。

ぜひワーキングの設置を求めたいと思っております。

潮谷部会長：

どこまで自立支援協議会の中でやっていくかっていうところはあるかと思っておりますが、少しテーマを絞りながら継続的に検討するということでは必要かというふうに思っておりますので、事務局の方に、ワーキングを考えていただけたらというふうに思っております。

他に何か、各区から出された意見に対してありますでしょうか。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

今の各区の課題というのをまとめていただいて、やはり受け皿の課題、それから、関係機関との連携、相談支援体制の充実っていうことで、まさしく先ほどの地域生活支援拠点で挙げていた課題と、そのままリンクしているなというところで、ここの課題を充実させていくと、地域生活支援拠点自体も面的整備っていうのが、やはり充実していくというところで、

これが本当に各区で今一番しんどい実情がやはりそのまま出ているというのをもうストレートに受けとめていただいて、どうできるか、そこに少しお金を使っていくことがやはり必要じゃないかなというふうに思っています。

「つながる場」は、いろいろな区で聞くと、もう本当にばらつきがあって、「つながる場」をいかに積極的に活用していけるかという仕組み自体も、もう少し何か手を入れることができないかなと思っています。やはり「つながる場」で同意ができないのは、地域ケア会議に乗っけてやろうとか、支援会議の方でやろうとか、現場では、結構、どうやってやるかって、仕組み上、かなり苦労しているところがあるので、この辺のところを市の体制として、やりやすい形というのを、一緒に考えていただきたいなというふうに思います。

潮谷部会長：

地域課題の整理を行っていくということが地域生活支援拠点事業で出された課題の整理も繋がっていくということですね。そこら辺も含めて詰めないといけないところはたくさんありますので、またワーキングの中でも、議題に入れていただけたらというふうに思っております。

また、「つながる場」については、本当に各区で差が出てきている状況ですので、先ほど2人の方からありました、困難事例についてもできるのか、それはできないのか、その辺りもはっきりしていく必要あるかと思えますし、「つながる場」をうまく活用している区もありますので、そういったところを好事例として、こういう活用の仕方があるよ、どこでどういう人が関わってやっているんだというところを、各区に下ろしていく作業というのをしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、各区からせっかく出していただいた意見を10分で終わらせて本当申し訳ないのですが、継続して話し合うということで、また、取組を進めていきたいなというふうに思っております。

藤野委員よろしく申し上げます。

藤野委員：

大阪市障がい児・者施設連絡協議会の藤野です。

今の資料6-1-①、大阪市の地域自立支援協議会で検討する課題が、まさに私自身も此花区で障がい者基幹相談センターで此花区の自立支援協議会の役割もやっておりますが、まさにおっしゃる通りで、今言っていたことってというのは、本当にやっていただくといいかなと思うのが一つと、やはり、そのときに区役所との連携、区の自立支援協議会や基幹センターが区と一緒に運営していく中で、区役所の方々のお力っていうのがすごく大きい。そこで同じ方向を向いて動いていけたら、結構スムーズに進んでいくというのがあるって、おかげで私どもの区は、区が私どもと同じようなスタンスで動いていただけるので、すごく助かっておりますので、24区調べてみてどんな区の方がどう関わっていただけているかと

かを含めて調べていただいたらと思います。

それと、「その他」のところで、私は、大阪市障がい児・者施設連絡協議会から来ているのですが、その他の15番の防災のところに『災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定』を……』という後に「大阪市障がい児・者施設等防災マニュアルは24年2月に作成されて以降改訂されておらず、……』というのがあります。

私どもの障がい児・者施設連絡協議会では、令和3年度、今年度の事業計画の中で、防災の委員会と調査研究委員会がともに防災のことを検討していくということで、調査研究委員会では防災に関する会員の方々のアンケート調査、防災の委員会では、このマニュアルの改訂版の作成に向けた取組に入りかけております。

ただ、すぐにぱっとできるわけでもございませんので、先般、大阪市の危機管理室のご担当の方に来ていただいて、現状の報告等をしていただいた中で、今後、うちの協議会の方でも改訂に向けて取り組んでいくということの中で、今後も危機管理室の方が、ご協力いただける、私どもの協議会だけではできませんので、ともに連携しながら、作成に向けて取り組んでいこうというのがスタートしておりますので、それを報告しておいたほうがいいかなと思いました。よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

防災について、区によって取組というのは、これも大分差があるのかなと思いますし、この辺りも取組の報告ということを各区の方からしていただけたらというふうに思っております。

それでは、もう時間も迫っておりますので、最後の審議の方ですね、二つありますが、二つ合わせて大丈夫かなと思いますが、障がい児についてと、医療的ケア児の支援についてということで、ご報告お願いいたします。

山川障がい支援課長：＜資料7、資料8について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

障がい児の入所施設における移行調整についてというところの国の動き、少し移行についての年度が、引き上げられているということがあります。

あと、医療的ケア児については基本的な情報提供というところで、そんな大きな変化はないかというふうには思っております。

この二つのことについてご意見いかがでしょうか。

船戸委員、お願いします。

船戸委員：

支援センターの件なのですが、これは都道府県となっていますけれども、大阪市、人口からいったら、大阪市がほぼ医療的ケア児の半分ぐらいの方がおられるのですが、大阪市の方はどうする予定なんですか。

山川障がい支援課長：

都道府県において設置するという形になっておりますが、もちろん政令市も含めてのことになって参りますので、今後、大阪府と協議して参りたいと考えております。

潮谷部会長：

他いかがでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

敷津浦の課題もありまして、もう 66 人、全国最多です。

それで、ほとんどが行動障がいの方とされていますので、これは事業所任せ、施設任せではなくて、本当にバックアップ体制を作っていないといけないと思います。

各区の自立支援協議会が、グループホームで受け入れたところを、スーパーバイズとかしていくような仕組みですとか、物件確保もなかなか難しいので、物件を都市整備局と連携して紹介していくような仕組みとかを併せて、ご検討いただきたいと思っています。

少し最後に時間いただきたいのですが、皆さんにお伝えしておきたい重大な案件がありまして。

昨日わかったことなんですけども、大阪市の生野区で、大規模グループホームが作られたことがわかりまして、今朝まで調べてもらっていたんですけども、どんな形かと言ったら、10 人のグループホームに 3 人か 4 人のショートステイを一緒にして、それを二つ並べて、同一敷地に建てていると。

何でこんなものを認めてしまったんだと、グループホームはもう地域移行してきて普通の住まいなんだというふうに作ってきているのに、施設みたいな形で認めるべきではないということで、大阪市では 10 人まで、日中活動とかね、グループホーム同士の併設合築も駄目っていうふうに規定していたのに、なぜこれが通ってしまったんだっていうふうに調べてもらったら、会社法人でやっているんですけど、有限会社が別の法人名にして、二つ並べて立てて、それを運営指導課はスルーさせてしまったということがわかりました。

部としてこれ全然把握してない、3 課、障がい福祉課と障がい支援課で共有もされてなかったというのが今の情報です。何をやっているんだという問題になります。

せっかく、みんなが普通の暮らしをめざして地域で小規模な形でグループホームを頑張って増やしているのに、こんな施設みたいな形、しかも、営利法人で障がいの支援の経験は

ほとんどないようなところですよ。

日中サービス支援型だったら、この自立支援協議会でチェックもできるようにはなっているんですけども、これはしかも介護サービス包括型で、10+4の2棟と、28人というむちゃくちゃな形が出現させてしまいました。これについて、また自立支援協議会でも、おつて経過なり、状況をチェックしていくべきだろうと思います、日中サービス支援型ではないですけども。

それと、今後このようなことが絶対起こらないようにしないと、グループホームがどんどん施設化していく。コンサルティング会社も含めて、今、20人、30人でやれば儲かりますよ、こういうふうには別の法人で建てたらいいですよみたいな形で広がる。

泉大津でも同様の形が別であるのですが、10人、10人と日中活動の三階建てみたいなものが別法人で作られています。

こんなことをしていたら、地域移行しても、やはり施設みたいなおところになってしまうので、これは何としても大阪市として対策、防止策を考えていただきたいと思っています。

これも直ちにやっていただきたい課題ですので、ぜひ部を挙げてよろしくお願ひしたいと思っています。

潮谷部会長：

今の内容についてですが、初めて聞いたような内容にはなります。

確かに大阪市で進めてきた理念と大きく外れるような形態かというふうに思いますので、市の状況として、把握はしていただけたらなというふうに思いますし、情報提供できる部分というのはしていただけたらというふうに思っております。

また、こういうような事態というのが今後出てくることのないようにというのは、大阪市の進めてきたことでもありますので、しっかり実行していただきたいなというふうな願ひを持っております。

それでは、最後になりますが、何かご意見等ありますでしょうか。

最後に副部会長の方から願ひいたします。

北野副部会長：

説明を短くしたのはから、議論がきっちり、今回は1時間半でもかなり充実した議論できたなど、よかったなと思うのですが、一方で、今日、古田委員がおっしゃったように、資料6-1-①ですけど、各区の自立支援協議会から、建設的かつ具体的なものが出ましたから、これをやはりちゃんとした議論していかなかったら、大阪市の次の展開にいけないと思うんです。

ですから、古田委員もおっしゃったように、これについて、しっかりテーマを絞って、精査していただいて、ワーキングをやはりやっていかなければならないと思うんですね。

年に2回、この1時間半の時間だけで、どんなに頑張ってもなかなか集まりませんので、

大事なところを、やはり協議していただきながらやっていただきたいということと、もう1個は今日午前中に、差別解消の方も、毎月、事例検討がやっているのですが、その中で、やはり虐待の問題まで、若干上がってきたりするときもあるんです。

虐待については、障がい、高齢を含めて、地域福祉課にやっていただいて、それはそれで、きちっとやっていただいているのですが、やはり一方で、障がいマターを含めた虐待の問題を、ちゃんと議論する時に、どうしても高齢の方は地域ケア会議を持っては、法定会議ね。児童は要対協を持ってはってね。

一方で、障がい方は、きちっと行政も関わっていただいて、きちっとやれる仕組みがないんですよね。ですので、なかなか虐待問題も、きちっと徹底してやれないという状況が起こっていますので、このこと含めて、ちゃんと障がいの方もそういった、きちっと議論できる仕組みを構築するための、ここはワーキングの中で、是非ともきちっとご議論していただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今日は、たくさん議論を出していただいたのはいただいたのですが、やはり時間は過ぎてしまって申し訳ありませんでした。

コロナがあけたらもう少し時間も余裕をとってご議論いただくこともできるのかなというふうに思っております。

今日出た議題については、継続的な審議も必要なこともたくさんありますので、また皆さんのご意見というのを、事務局の方にでも結構ですので、寄せていただけたらというふうに思っております。

また、ワーキングというところの部分も、どういう形でというのをまたご相談させてもらえたらと思っております。

本日の議事についてはすべて終了いたしましたので、事務局の方にお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

八木障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞